

(案)

岡 賃 審 第 号
令和5年9月6日

岡 山 労 働 局 長
成 毛 節 殿

岡山地方最低賃金審議会
会 長 益 田 佐 和 子

岡山県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について(答申)

当審議会は、令和5年7月4日付け岡労発基0704第4号及び7月31日付け岡
労発基0731第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、専門部会
を設け慎重に審議を重ねた結果、改正決定の必要性ありとの結論を得た旨当該部会長
から報告があったので、最低賃金審議会令第6条第5項の規定による議決に基づき答
申する。